イ　同表記載の確定更生債権額のうち、開始後損害金等（更生手続開始決定後の利息請求権並びに更生手続開始決定後の不履行による損害賠償及び違約金請求権をいう。以下同じ。）については、免除効力発生日に全額免除を受ける。

ウ　更生計画認可決定日までに、自己都合により退職した従業員（定年退職者及び死亡退職者を含む。）が、会社更生法140条２項の規定に基づいて有効に届出をした退職手当債権については、当該債権が確定したときに上記ア及びイと同様とする。

⑵　弁済方法

上記⑴の権利変更後の債権額を、一括弁済日に一括して弁済する。

第３節　一般更生債権

第１　確定一般更生債権

１．確定債権

件数	確定更生債権額	別表
177件	2,208,009,961円及び額未定	別表９－１

２．権利の変更及び弁済方法

⑴　権利の変更

ア　別表９－１記載の確定更生債権額のうち、元本及び開始前損害金等については、免除効力発生日に99.5％の免除を受ける（弁済率0.5％）。

イ　同表記載の確定更生債権額のうち、開始後損害金等については、免除効力発生日に全額免除を受ける。

⑵　弁済方法

上記⑴の権利変更後の債権額を、一括弁済日に一括して弁済する。

第２　停止条件付更生債権

１．権利の変更

別表９－２記載の停止条件付更生債権は、本節第１の２．を適用して免除を受ける。この場合において、当該更生債権者が有する停止条件付債権以外の一般更生債権（別表９－１・整理番号176・届出番号4181、別表９－１・整理番号177・届出番号4182）と合算した金額を確定更生債権額とみなし、本節第１の２．を適用して免除を受ける。

但し、停止条件の不成就が確定したときは不成就確定時に、一括弁済日までに停止条件が成就しなかった場合は一括弁済日に、停止条件付債権全額について免除を受ける。

２．弁済方法

上記１．の権利変更後の債権額は、停止条件が成就するまで弁済を留保する。停止条件が成就したときは、一括弁済日、又は停止条件が成就した日から１か月以内のいずれか遅い時期までに一括して弁済する。

第４節　弁済に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

１．更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本社にて行なう。更生債権者等が銀行口座等への振込を求めたときはその指示に従い、振込費用は更生会社の負担とする。

２．租税等の請求権は、徴収権者の指定する方法及び場所で納付する。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生計画認可決定日までに更生担保権・更生債権の放棄又は取下げがなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、残債権額を基準として行う。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、譲渡又は移転前の債権額を基準とする。

第４　端数処理

弁済額の計算において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。

第５　相殺

更生会社が本更生計画に基づき更生担保権又は更生債権の弁済を行う際に、更生会社が更生担保権者又は更生債権者に対して弁済期の到来した債権を有するときは、更生会社は当該債権を自働債権として相殺の上、残額を弁済することができる。

第６　相続等の取扱い

更生債権等が相続等の包括承継により移転した場合、同債権を包括承継した包括承継人は、相続等の包括承継の事実を証明するに足りる証拠資料を更生会社に提出しなければならず、かかる証拠資料が提出されるまでは、更生会社は、更生債権等の弁済を留保することができる。

第７　利息及び損害金

本更生計画の定めによる弁済については、利息及び損害金を付さない。

第４章　株主の権利の変更

第１節　株主の権利変更

第１　更生会社による株式の取得

更生会社は、減増資実行日（本更生計画第４章第１節第３の１．に基づく減資及び同第２節に基づく増資の効力発生日をいい、具体的には、更生計画認可決定日から２週間以内で、管財人が裁判所の許可を得て定める日をいう。以下同じ。）をもって、発行済株式を全て無償で取得する。

第２　発行済株式の消却

更生会社は、上記第１に基づく株式の取得と同時に、保有する自己株式（第１によって取得した株式を含む。）を全て消却する。

第３　資本金及び資本準備金の額の減少

１．更生会社は、上記第１及び第２による株式の取得及び消却の後、以下のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少させる。

⑴　減少する資本金の額

金6000万円

⑵　減少する資本準備金の額

金０円

⑶　効力発生日

減増資実行日

２．更生会社は、本章第２節による募集株式の発行後、以下のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少させる。

⑴　減少する資本金の額

金２億5000万円

⑵　減少する資本準備金の額

金３億円

⑶　効力発生日

再減資実行日（減増資実行日の翌日をいう。）

３．上記１．及び２．に基づく、資本金及び資本準備金の額の減少により生じた剰余金については、欠損の填補に充てるものとする。

第２節　募集株式の発行

更生会社は、本章第１節第１乃至第３の１．による株主の権利変更がその効力を生じた後、次のとおり、新たな払込みを受けて、募集株式を発行する。

⑴　募集株式の種類　普通株式

⑵　募集株式の数　6000株

⑶　募集株式の払込金額

１株あたり金10万円

⑷　増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金の額　金３億円

増加する資本準備金の額

金３億円

⑸　募集株式と引換えにする金銭の払込期日

減増資実行日

⑹　募集株式の割当て

全部をＴＣＳホールディングス株式会社に割り当てる。